

《プライスウォーターハウスクーパース(PwC) 中国移転価格税制セミナー》  
 税務当局担当官、PwC 日中担当者による新ガイドラインの解説

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

本年1月、移転価格の文書化規定を含む「特別納税調整実施弁法(試行)」が公布されました。この実施弁法は、移転価格税制などを執行する上でのガイドラインであり、文書化規定のほか、企業所得税の確定申告時(5月末が期限)の「関連企業間取引の報告表」の提出など、納税者に対するコンプライアンス上の要求事項などが定められています。また、事前確認制度(APA)、コストシェアリング、過少資本税制などの重要規定も含まれております。そこで、PwC 北京事務所では、下記の日程でセミナーを開催し、税務当局の担当官も招き、この実施弁法の解説を致します。さらに、日本の税理士法人プライスウォーターハウスクーパースからも講師が参加し、日中双方からの移転価格税制への対応について、整合性の観点からの文書化対策、2カ国間 APA の活用等も含め、実務的な説明をさせていただきます。セミナーを通じて、日系企業の皆様にとって必要なアクション、移転価格の管理・リスク抑制の検討に役立つ機会を提供させて頂けるものと存じます。

日時	2009年2月12日(木) 14:30~17:15 (開場 14:00)
定員/費用	80名/無料
講演内容(予定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新移転価格税制関連規定(特別納税調整実施弁法)の解説</li> <li>● 日本本社、中国現地法人双方からの移転価格税制への対応</li> <li>● 税務当局担当官、PwC 担当者による納税者からの質問に対するパネルディスカッション (講師は、北京市税務局移転価格担当官、PwC 中国、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース)</li> </ul>
言語	日本語(中国語には通訳を付けます)
会場	プライスウォーターハウスクーパース北京事務所 北京市朝阳区東三環中路7号北京财富中心写字楼A座26階 Beijing Room 電話番号+86-10-6533 8888(代表), +86-10-6533 3259(担当者楊梅 直通)

当セミナーに参加ご希望の方は、下記の項目に必要な事項をご記入頂き、E-mail または FAX にて返信下さいませ、宜しくお願い致します。ご多忙中とは存じますが、皆様のご参加をお待ち申し上げます。

敬具

2009年1月

プライスウォーターハウスクーパース 北京事務所  
 華北日系企業事業開発部パートナー 楠野昭則

FAX 番号: +86-010-6533 8800 ex 3259(楊梅) 電話番号(直通): +86-10-6533 3259

E-mail : mei.yang@cn.pwc.com

貴社名			
ご参加者氏名		お役職	
ご住所			
お電話番号		FAX 番号	
E-mail アドレス			

ご質問事項

(セミナーへ参加をご希望される方で、事前にご質問のある方はご記入ください。可能な限りセミナー当日または後日、回答させていただきます。内容によってはご回答致しかねる場合もございますのでご了承下さい。)

--